

# 奥多摩町小口事業資金融資制度

\* ご相談・申し込みは下記へ  
 奥多摩町役場 観光産業課 Tel 83-2112  
 青梅商工会議所 奥多摩支所 (火・木のみ)

融資の条件 制度名	融資の対象者	資金用途	貸付 限度額	利率(年利)			融資期間 返済方法	保証
				利率	利子 補給	本人 負担		
運転 資金	町内に引き続き住所、もしくは主たる事業所を有し、かつ町内において1年以上同一事業を営み、市町村税を滞納していない者(新規事業を含む)	商品・材料仕入・買掛金・手形決済諸経費の支払い等	1,500 万円	2.35	1.50	0.85	7年以内 (据え置6ヶ月含む) 月賦均等償還	1人以上の連帯保証人または担保、あるいは信用保証協会の保証があること。
設備 資金	従業員数が20人以下(ただし、商業・サービス業(旅館・宿泊業は除く)では5人以下)	工場・店舗の増改築・機械類の購入、設備の設置改善(未着手の設備に限る)	3,000 万円	%	%	%	9年以内 (据え置12ヶ月含む) 月賦均等償還	

## 【 申込人の資格 】

- ①町内に引き続き住所、もしくは主たる事業所を有し、かつ町内において1年以上同一事業を営み、市町村税を滞納していない者。(新規事業を含む)
- ②町議会議員の選挙権を有すること。(法人は除く)
- ③市町村税が年額 1,000円以上の納税者で、すでに納期を経過した分のすべての市町村税を完納していること。
- ④確実な1人以上の連帯保証人(法人の場合は代表者以外の1名以上)または担保あるいは信用保証協会の保証があること。
- ⑤従業員数が20人以下(ただし、商業・サービス業(旅館・宿泊業は除く)は5人以下)の事業者。

## 【 連帯保証人の資格 】

- ①一定の職業を有し、申込人と同居していない独立の生計を営んでいる世帯主で、町内に3年以上引き続き居住していること。
- ②町議会議員の選挙権を有すること。
- ③町税が年額 5,000円以上の納税義務者で、すでに納期を経過した分のすべての町税を滞納していないこと。
- ④この融資につき他に保証していないこと。
- ⑤上記に関わらず町長が特に認めた者。

## 【 申込に必要な書類 】

- ①融資申込書(所定のもの)
- ②設備資金の場合は、事業計画書(所定のもの)、見積書・図面・カタログなど
- ③最近の決算書及び確定申告書控(1期分)
- ④最近の試算表(決算後6ヶ月以上経過の法人のみ)
- ⑤登記簿謄本(3ヶ月以内のもの、法人のみ)
- ⑥申込者の市町村税の納税証明書(町民税・固定資産税・軽自動車税)  
\*法人の場合は法人と代表取締役の両方の納税証明書が必要。  
\*保証人付きで申し込む場合は保証人の納税証明書も必要  
(納税証明書は全て役場にてとれます。)

## 【 その他 】

- ①信用保証料については町から1/2の補助があります。
- ②融資の限度については貸付限度額の範囲内において、再度融資の申込みをすることができます。
- ③利子補給率が1.6%以下の場合、本人負担を0.1%を最低限とし、利子補給率は利率から0.1%引いた補給率とします。

2025年4月16日現在